

【社会】

ながら運転、きょうから厳罰化 スマホ操作で懲役刑も

2019年12月1日 朝刊

スマートフォンなどを使用しながら車を走行させる「ながら運転」について、違反点数と反則金を引き上げ、懲役刑も重くするなど厳罰化した改正道交法が一日、施行された。ドライバーがスマホを操作しながら運転した車による死亡事故が相次ぎ、遺族らが罰則強化を求めている。

改正法では、運転中の携帯電話での通話や、画面を注視する違反「携帯電話使用等（保持）」の点数をこれまでの一点から三点に、通話や注視により交通の危険を生じさせる違反「携帯電話使用等（交通の危険）」を二点から免許停止となる六点にした。「保持」の反則金は「大型車」は七千円から二万五千円に、「普通車」は六千円から一万八千円、「二輪車」は六千円から一万五千円、「原付車」は五千円から一万二千円に変更。新たに懲役刑を加え、違反を繰り返すと「六月以下の懲役または十万円以下の罰金」の罰則が適用される可能性がある。

「交通の危険」は反則金の納付で刑事責任を免れる交通反則通告制度の適用から除外。直ちに刑事手続きの対象となり、罰則を「三月以下の懲役または五万円以下の罰金」から引き上げ「一年以下の懲役または三十万円以下の罰金」とした。

＜ながら運転＞ 携帯電話の急速な普及を背景に、1999年の改正道交法に初めて罰則規定が盛り込まれた。当初は通話中などに交通の危険を生じさせた場合だけが処罰対象だったが、2004年の法改正で通話自体などにも拡大した。だが、愛知県で16年、スマートフォン向けゲームをしながら運転していた男のトラックに男児がはねられて死亡、18年には、新潟県で漫画をスマホで読みながらワゴン車を運転していた男が死亡事故を起こし、対策強化が検討されてきた。ながら運転による交通事故は増加傾向が続いており、18年中は2790件。死亡事故は42件で、10年前の約2・3倍に上る。

「ながら運転」厳罰化

携帯電話使用等

違反点数		罰則
保 持	3点	6月以下の懲役または10万円以下の罰金
	6点	1年以下の懲役または30万円以下の罰金

反則金

保 持	大型車	2万5000円
	普通車	1万8000円
	二輪車	1万5000円
	原付車	1万2000円